

第一六八回

閣第一〇号

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

(防衛省の職員の給与等に関する法律の一部改正)

第一条 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第二項中「十万六千六百円」を「十万八千三百円」に改め、同条第三項中「百分の百七十五」を「百分の百八十」に改める。

別表第一中

「

1 級
俸給月額
円
190,500
192,200
193,900
195,600
197,400
199,100
200,800
202,500
204,300
206,200
208,100
210,000
211,700
213,700
215,700
217,700
219,600
222,300
225,000
227,700
230,500
233,400
236,300
239,200
242,000
244,900

247,800
250,700
253,600
256,300
259,000
261,700
264,400
267,100
269,800
272,500
275,200
277,900
280,600
283,300
285,900
288,600
291,300
294,000

」

を

「

1 級
俸給月額
円
192,800
194,500
196,200
197,900
199,700
201,400
203,100
204,800
206,600
208,500
210,400
212,300
214,000
216,000
218,000
220,000

221,900
224,600
227,300
230,000
232,800
235,700
238,600
241,500
244,300
247,100
249,900
252,700
255,500
258,100
260,700
263,300
265,900
268,500
271,100
273,700
276,300
278,900
281,500
284,100
286,600
289,200
291,700
294,200

」

に改める。

別表第二中

「

1等陸尉
1等海尉
1等空尉
俸給月額
円
267,800
269,900
272,000

274,100
276,100
278,100
280,100
282,100
284,200
286,000
287,800
289,600
291,500
293,600
295,700
297,800
300,000
302,300
304,600
306,900

を

「

1等陸尉
1等海尉
1等空尉
俸給月額
円
269,900
272,000
274,100
276,200
278,200
280,200
282,200
284,200
286,100
287,800
289,500
291,200
292,900
294,900
296,900

298,900
300,800
302,900
305,000
307,100

に、

2等陸尉
2等海尉
2等空尉
俸給月額
円
241,600
243,600
245,600
247,600
249,700
251,800
253,900
256,000
258,100
260,100
262,100
264,100
266,200
268,100
270,000
271,900
273,700
275,600
277,500
279,400
281,300
283,100
284,900
286,700
288,600
290,500
292,400

294,300
296,200
298,300
300,400
302,500

を

2等陸尉
2等海尉
2等空尉
俸給月額
円
244,000
246,000
248,000
250,000
252,100
254,200
256,300
258,400
260,400
262,400
264,400
266,400
268,400
270,300
272,200
274,100
275,800
277,600
279,400
281,200
283,000
284,700
286,400
288,100
289,800
291,600
293,400

295,200
296,900
298,800
300,700
302,700

に、
「

3等陸尉 3等海尉 3等空尉	准陸尉 准海尉 准空尉	陸曹長 海曹長 空曹長	1等陸曹 1等海曹 1等空曹
俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
円	円	円	円
233,600	224,900	219,100	218,900
234,600	227,100	221,300	221,100
235,600	229,300	223,500	223,300
236,600	231,500	225,700	225,500
237,500	233,700	227,900	227,700
238,500	235,600	229,800	229,600
239,500	237,500	231,700	231,500
240,500	239,400	233,600	233,400
241,600	241,400	235,600	235,400
243,600	243,400	237,600	237,400
245,600	245,400	239,600	239,400
247,600	247,400	241,600	241,400
249,600	249,400	243,600	243,400
251,600	251,400	245,600	245,400
253,600	253,400	247,600	247,400
255,600	255,400	249,600	249,400
257,400	257,400	251,600	251,400
259,200	259,000	253,200	253,000
261,000	260,600	254,800	254,600
262,800	262,200	256,400	256,200
264,600	263,900	258,100	257,900
266,400	265,700	259,900	259,700
268,200	267,500	261,700	261,500
270,000	269,300	263,500	263,300
271,600	271,100	265,300	265,100
273,300	272,800	267,000	266,800
275,000	274,500	268,700	268,500

276,700	276,200	270,400	270,200
278,400	278,000	272,200	272,000
280,100	279,700	273,900	273,700
281,800	281,400	275,600	275,400
283,500	283,100	277,300	277,100
285,200	284,800	279,000	278,800
286,900	286,500	280,700	280,500
288,600	288,200	282,400	282,200
290,300	289,900	284,100	283,900
291,900	291,400	285,600	285,400
293,900	293,300	287,500	287,300
295,900	295,200	289,400	289,200
297,900	297,100	291,300	291,100

を
「

3等陸尉 3等海尉 3等空尉	准陸尉 准海尉 准空尉	陸曹長 海曹長 空曹長	1等陸曹 1等海曹 1等空曹
俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
円	円	円	円
236,000	227,300	221,500	221,300
237,000	229,500	223,700	223,500
238,000	231,700	225,900	225,700
239,000	233,900	228,100	227,900
239,900	236,100	230,300	230,100
240,900	238,000	232,200	232,000
241,900	239,900	234,100	233,900
242,900	241,800	236,000	235,800
244,000	243,800	238,000	237,800
246,000	245,800	240,000	239,800
248,000	247,800	242,000	241,800
250,000	249,800	244,000	243,800
252,000	251,800	246,000	245,800
254,000	253,800	248,000	247,800
256,000	255,800	250,000	249,800
258,000	257,800	252,000	251,800
259,800	259,800	254,000	253,800
261,600	261,400	255,600	255,400
263,400	263,000	257,200	257,000

265,200	264,600	258,800	258,600
267,000	266,300	260,500	260,300
268,700	268,000	262,200	262,000
270,400	269,700	263,900	263,700
272,100	271,400	265,600	265,400
273,700	273,100	267,300	267,100
275,300	274,700	268,900	268,700
276,900	276,300	270,500	270,300
278,500	277,900	272,100	271,900
279,900	279,500	273,700	273,500
281,500	281,100	275,300	275,100
283,100	282,700	276,900	276,700
284,700	284,300	278,500	278,300
286,200	285,800	280,000	279,800
287,800	287,400	281,600	281,400
289,400	289,000	283,200	283,000
291,000	290,600	284,800	284,600
292,600	292,000	286,200	286,000
294,400	293,800	288,000	287,800
296,200	295,600	289,800	289,600
298,100	297,400	291,600	291,400

」

に、

「

2等陸曹
2等海曹
2等空曹
俸給月額
円
210,300
212,500
214,700
216,900
218,900
221,100
223,300
225,500
227,700
229,600
231,500

233,400
235,400
237,400
239,400
241,400
243,400
245,400
247,400
249,400
251,400
253,000
254,600
256,200
257,900
259,700
261,500
263,300
265,100
266,800
268,500
270,200
272,000
273,700
275,400
277,100
278,800
280,500
282,200
283,900
285,400
287,300
289,200
291,100

を

「

2等陸曹
2等海曹
2等空曹

俸給月額
円
212,700
214,900
217,100
219,300
221,300
223,500
225,700
227,900
230,100
232,000
233,900
235,800
237,800
239,800
241,800
243,800
245,800
247,800
249,800
251,800
253,800
255,400
257,000
258,600
260,300
262,000
263,700
265,400
267,100
268,700
270,300
271,900
273,500
275,100
276,700
278,300
279,800

281,400
283,000
284,600
286,000
287,700
289,500
291,300

に、

「

3等陸曹
3等海曹
3等空曹
俸給月額
円
187,300
190,300
193,300
196,300
199,300
201,900
204,500
207,100
209,700
211,800
213,900
216,000
218,200
220,200
222,200
224,200
226,100
228,000
229,900
231,800
233,800
235,800
237,800
239,800
241,600

243,500
245,400
247,300
249,100
250,700
252,300
253,900
255,400
257,100
258,800
260,500
262,200
263,800
265,400
267,000
268,700
270,300
271,900
273,500
275,200
276,800
278,400
280,000
281,700
283,500
285,300
287,100

」

を

「

3等陸曹
3等海曹
3等空曹
俸給月額
円
189,600
192,600
195,600
198,600
201,700

204,300
206,900
209,500

212,200
214,300
216,400
218,500

220,700
222,700
224,700
226,700

228,600
230,500
232,400
234,300

236,300
238,300
240,300
242,300

244,100
246,000
247,900
249,800

251,500
253,100
254,700
256,300

257,800
259,400
261,000
262,600

264,200
265,700
267,200
268,700

270,100
271,600
273,100
274,600

276,200
277,700
279,200
280,700
282,300
284,000
285,700
287,400

に、

「

陸士長 海士長 空士長	1等陸士 1等海士 1等空士	2等陸士 2等海士 2等空士	3等陸士 3等海士 3等空士
俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
円	円	円	円
172,100	172,100	157,500	150,200
174,000	174,000	159,300	
175,900	175,900	161,100	
177,800	177,800	162,900	
179,600	179,600	164,500	
181,500	180,600	165,500	
183,400	181,600	166,500	
185,300	182,600	167,500	
187,300	183,600	168,600	
189,600	184,600		
191,900	185,600		
194,200	186,600		
196,400	187,700		
198,900			
201,400			
203,900			
206,200			
208,200			
210,200			
212,200			
214,100			
215,900			
217,700			
219,500			

221,200			
223,000			
224,800			
226,600			
228,200			
229,400			
230,600			
231,800			
232,900			

」

を

「

陸士長 海士長 空士長	1等陸士 1等海士 1等空士	2等陸士 2等海士 2等空士	3等陸士 3等海士 3等空士
俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
円	円	円	円
174,300	174,300	159,500	152,100
176,200	176,200	161,300	
178,100	178,100	163,100	
180,000	180,000	164,900	
181,800	181,800	166,600	
183,800	182,800	167,600	
185,700	183,800	168,600	
187,600	184,800	169,600	
189,600	185,800	170,700	
191,900	186,900		
194,200	188,000		
196,500	189,000		
198,700	190,100		
201,200			
203,700			
206,200			
208,500			
210,500			
212,500			
214,500			
216,400			
218,200			
220,000			

221,800			
223,500			
225,300			
227,100			
228,900			
230,500			
231,700			
232,900			
234,100			
235,200			

に改める。

第二条 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を次のように改正する。

第二十八条第十項第一号中「同法」を削り、同項を同条第十三項とし、同条中第九項を第十二項とし、第八項を第十一項とし、同条第七項中「第三項」を「第五項」に改め、「第一項」の下に「及び第二項」を加え、「第六項第一号」と読み替えるものを「第九項第一号」に改め、同項を同条第十項とし、同条第六項中「により第三項」を「により第五項」に改め、同項第一号中「第一項の」を「第一項及び第二項の」に、「第三項」を「第五項」に改め、「に掲げる任用の区分に従い当該各号」を削り、「日数」の下に「休職等の日が未受給期間にある場合にあつては第二項の規定を適用して得られる日数とし、」を加え、「、それぞれ」を「それぞれ」に改め、同項第二号中「第二項又は第四項」を「第三項又は第六項」に、「これらの規定」を「第三項、第四項、第六項及び第七項の規定」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項中「第三項（第七項）」を「第五項（第十項）」に改め、「以下」を削り、同項を同条第八項とし、同条第四項中「第二項各号」を「第三項各号」に、「第二項ただし書」を「同項ただし書」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 前項の場合において、休職等の日とその延長された期間中にあつたときは、その者の退職手当の計算の基礎となる日数は、同項前段の規定にかかわらず、同規定により計算した日数から、当該日数に休職等の日の二分の一に相当する日数を当該延長された期間に係る日数で除して得た率を乗じて得た日数を減じた日数とする。

第二十八条第三項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項第一号」を「第一項第一号」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 前項の場合において、休職等の日が任用期間中にあつたときは、その者の退職手当の計算の基礎となる日数は、同項本文の規定にかかわらず、同規定により計算した日数から、当該日数に休職等の日の二分の一に相当する日数をその者の勤続期間に係る

日数で除して得た率を乗じて得た日数を減じた日数とする。

第二十八条第一項の次に次の一項を加える。

- 2 前項の場合において、次に掲げる事由により現実に職務をとることを要しない日（以下「休職等の日」という。）が任用期間中にあつたときは、その者の退職手当の計算の基礎となる日数は、同項各号の規定にかかわらず、当該各号に定める日数から、当該日数に当該休職等の日の二分の一（第三号に掲げる育児休業による休職等の日のうち当該育児休業に係る子が一歳に達した日までの間のものにあつては、三分の一。第四項及び第七項において同じ。）に相当する日数を当該任用期間に係る日数で除して得た率を乗じて得た日数（一日未満の端数があるときは、これを切り捨てた日数。第四項及び第七項において同じ。）を減じた日数とする。

一 自衛隊法第四十三条の規定による休職（公務上の傷病による休職及び通勤による傷病による休職を除く。）

二 自衛隊法第四十六条第一項の規定による停職

三 国家公務員の育児休業等に関する法律第二十七条第一項において準用する同法第三条第一項の規定による育児休業

第二十八条の二第三項中「同条第十項各号」を「同条第十三項各号」に改める。

第二十八条の四中「第二十八条第二項ただし書、第六項第二号」を「第二十八条第三項ただし書、第九項第二号」に、「第九項第一号」を「第十二項第一号」に改める。

第三条 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「及び別表第十」を「、別表第十及び別表第十一」に改める。

第四条の二第一項中「及び別表第五」を「、別表第五」に改め、「別表第八まで」の下に「及び別表第十」を加える。

第五条第一項第三号中「別表第十」を「別表第十一」に、「若しくは別表第五」を「、別表第五」に改め、「別表第八まで」の下に「若しくは別表第十」を加え、同条第二項中「第十項」を「第十一項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に、「同条第八項」を「同条第九項」に改める。

第六条、第六条の二第二項及び第七条第二項中「別表第十」を「別表第十一」に改める。

第十四条第一項中「事務官等には初任給調整手当」の下に「、専門スタッフ職調整手当」を加え、同条第二項中「第十条の三」の下に「、第十条の四」を加える。

第二十二条の二第二項中「職員」の下に「及び一般職給与法別表第十の適用を受ける職員でその職務の級が二級以上であるもの」を加え、同条第三項及び第四項中「初任給調整手当」の下に「、専門スタッフ職調整手当」を加える。

第二十五条第三項中「俸給」の下に「、専門スタッフ職調整手当」を加え、「、広域異動手当及び」を「及び広域異動手当の月額並びに俸給及び扶養手当の月額に対する」に改める。

第二十七条第二項中「事務官等にあつては俸給、俸給の特別調整額、初任給調整手当」の下に「、専門スタッフ職調整手当」を加える。

附 則

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条並びに附則第五条及び第九条の規定 平成二十年一月一日

二 第三条並びに附則第七条、第八条及び第十条の規定 平成二十年四月一日

2 第一条の規定（防衛省の職員の給与等に関する法律第二十五条第三項の改正規定を除く。次条において同じ。）による改正後の同法（以下「改正後の給与法」という。）の規定は、平成十九年四月一日から適用する。

(平成十九年四月一日から施行日の前日までの間における異動者の号俸)

第二条 平成十九年四月一日からこの法律の施行の日（次条において「施行日」という。）の前日までの間において、第一条の規定による改正前の防衛省の職員の給与等に関する法律（以下「改正前の給与法」という。）の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級若しくは階級又はその受ける号俸に異動のあった職員のうち、防衛省令で定める職員の、改正後の給与法の規定による当該適用又は異動の日における号俸は、防衛省令で定める。

(施行日から平成二十年三月三十一日までの間における異動者の号俸の調整)

第三条 施行日から平成二十年三月三十一日までの間において、改正後の給与法の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級若しくは階級又はその受ける号俸に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号俸については、当該適用又は異動について、まず改正前の給与法の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の給与法の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、防衛省令で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

第四条 改正後の給与法の規定を適用する場合においては、改正前の給与法の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与法の規定による給与の内払とみなす。

(退職手当の計算方法に関する経過措置)

第五条 任用期間を定めて任用された自衛官が、附則第一条第一項第一号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「一部施行日」という。）前に自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第四十三条の規定による休職若しくは同法第四十六条第一項の規定による停職にされ、又は国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第二十七条第一項において準用する同法第三条第一項の規定による育児休業（一部施行日以後に同法第四条の規定により育児休業の期間を延長した場合においては当該延

長した期間を除く。)をし、これらの期間の終了の日が一部施行日以後となる当該自衛官の退職手当の計算の基礎となるこれらの期間の日数計算については、第二条の規定による改正後の防衛省の職員の給与等に関する法律第二十八条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

(自衛隊員倫理法の一部改正)

第七条 自衛隊員倫理法(平成十一年法律第百三十号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、同項第九号中「別表第十」を「別表第十一」に改め、同号を同項第十号とし、同項第八号の次に次の一号を加える。

九 給与法第四条第一項の規定により一般職給与法別表第十専門スタッフ職俸給表の適用を受ける自衛隊員

第二条第三項第一号中「別表第十」を「別表第十一」に改める。

(裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部改正)

第八条 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(平成十六年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第三号二中「別表第十」を「別表第十一」に改める。

(国家公務員退職手当法の一部を改正する法律の一部改正)

第九条 国家公務員退職手当法の一部を改正する法律(平成十七年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。

附則第十四条中「防衛庁設置法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第百十八号)」を「防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第▼▼▼号)」に、「第二十八条第二項ただし書、第六項第二号及び第三号並びに第九項」を「第二十八条第三項ただし書(同条第六項後段において準用する場合を含む。)、第九項第二号及び第三号並びに第十二項」に改める。

(防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第十条 防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第百二十二号)の一部を次のように改正する。

附則第十五条第一項中「別表第十、特定任期付職員等俸給表又は」を「別表第十一、特定任期付職員等俸給表、」に改め、「別表第三まで」の下に「又は一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成十九年法律第▼▼▼号)第二条の規定による改正前の一般職給与法別表第十」を加える。

理 由

一般職の国家公務員の例に準じて防衛省職員の俸給月額等を改定するとともに、任用期間を定めて任用されている自衛官の退職手当の算定の方法を改める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。